

農民層分解の現状

—上層農家の動向を中心に—

宇都宮大学 宇佐美繁三

一、日本農業の進路をめぐる二つの論調

今日の日本農業の進路をめぐる学会における議論は、借地型上層農と、集団的な土地利用をめぐる二つの論調である。前者は、集団的土地区画整理事業によって形成されたもので、後者は、集団的土地区画整理事業によって形成されたものである。前者は、集団的土地区画整理事業によって形成されたものである。後者は、集団的土地区画整理事業によって形成されたものである。

農業組織に編成され、行くという視点からの問題提起もなされる。逆に借地型上層農のばあいでも、個別上向展開だけに可能性を限定する議論と、借地型で上向しながら、そういう農民層がより高次の生産組織を形成して農業生産力を荷って行くという議論もある。そういう意味で、二つを截然と区分して考へるといった議論がある。自分が間違っているのだが、さし当たりこうした二つの議論があり、上述した様な諸々の含蓄をふくめて議論されているのが現状であります。

ただ、一般的に最近は借地型上層農に対する批判的論議が多数となつてゐる。特にNIRAIリポートが借地型上層農の論理を掠め取つた形で問題を提起した事により、恰もそれが上からのブルジョア的再編の道具にされてしまつた様な状況が生れたために、仲々正面きつてこれを主張することが難しくなってしまった状況のなかで、圧倒的に多数が集団的土地区画整理事業の方に傾斜して今議論されてゐるところが現状です。

しかしながら、借地型上層農論はそう簡単に斥けることが出来ない極めて画期的な問題提起であった。何故かといえば、一つは日本の農業が資本主義的な商品経済のなかに包摂されて行って資本主義的コースを歩むという道を指定する場合に、基本的には農家の直系家族労働力が債務者化する条件はどう形成されるかという問題と、今一つは土地それ自体が資本主義的な価値規定を受けて価格化されてしまう問題がどういう形で生ずるかという問題、この二つが多分資本主義的発展コースを議論するばあいに基本的なポイントとなる。正に借地型上層農論が提起された段階というのは、非常にいびつではあったが、そういう二つの商品化、資本主義的生産を指標する様

な二つの商品化が正に日本の農村のレベルではじめて進行した段階

を始めたものである。そういう意味でそこにある先進的な議論の中味をふくむものであるし、且つ、傾向的には借地形態による土地流動化はどんどん進んで行くという展望のなかでしか、今後の議論はなされ得ないでしよう。

しかしながら、借地展開が、借地形態での土地移動が進行し何等の形で賃貸借の関係を前提としてその当面の進路が考えられないということと、それが正常に借地農として展開する、ということとの間には可成り大きな距離がある。そしてその距離の認識を廻りかなり大きなくらい違いが存在します。

今一つの集団的土地利用論は、政策主体も、農林省自身が文字通り自立經營農家あるいは中核農家という農民層に土地を集積して個別的な上向展開を遂げさせながら日本農業を再編していく道筋がストレートに考えられない段階で、政策的には提起されてくる。そこでは、借地型のばかりも同様なのだが、農民的実践が先行していった。たとえば借地形態での土地流動化を農林省が問題にする以前に、既にいくつかの地域で、借地形態での土地流動化が正に農民的なコースとしていわば農地法に違反しながら進められる様な状況を、四五年の法改正で政策のなかに取り入れて行く。あるいは、この集団的土地利用論についても、農事試験場グループが四〇年代後半にいちはやくそういった動きに着目して研究論文を提起していた。つまり、そういう農民の実践が先行していく、その限りで農民の内部から生れた実践だった訳だが、それが再び政策のなかに位置づけられて利用増進法という形に法制化されて行く。そういう経路のなかで、

が展開されていることが重要なのです。

この集団的土地利用論についても、借地農について述べたと同様な問題があり、最初農民が実践していたのを政策が取り上げた。だから、これは上からの官僚統制の道筋であると片付けてしまえば、これまた誤りである。今日の段階は、何等かの形での集団化のなかでしか日本農業の生产力発展は有り得ないということは事実です。そのことと政策の体系化の問題とのかかわりをどう考えるかがむしろ論点として提起されねばならない。

この事に関し先の論点整理と関連していくつか言いたいことがあります。ですが、今日の本題からはかけ離れるので最後に若干触れるところとし、先述した様な状況を前提にしながら、最近の農民層分解の状況について報告したい。

二、統計からみた階層分解の現状

分解の問題は様々な視点から把えられるが、センサスとの関連で見るとすれば、農地改革から農業革命へという形で課題が設定された昭和二〇年代があり、それを、一応日本の農業革命の表いをして登場したのが農業基本法であった。その農業基本法が農民層分解に期待した内容が、課題としての自立經營の育成であった。そこで、この自立經營農家層が、基本法農政以降、どの地域でどの部門でどの様に形成されて来たのかが検証されるべき課題と言える。

第一の指標はその事を考えて統計整理を行った結果である。表1と5がそれに関連しており、第一接近としてセンサスの販売額構成でこの間の移動を表示した。センサス区分のこの金額は大体自立經

営農家、つまり、他産業の労働者の所得と均衡する農業所得を実現している農民層の農家とほぼ合致する。その推移を見るとおむねこの間の変化を見ることが出来る。大ざつばに言うと、一九六〇年時点は圧倒的に稻作部門に自立經營が集中し、地域的に言えば東北・北陸をその最先端にもつ上層農民層の形成があった。それが一九六〇年までにどの様に変化するかと言うと、部門別には、稻作が激減する一方、施設園芸酪農および野菜が若干伸びる（表2）。基本は施設園芸と酪農が稻作の後退をカバーして伸びて来る。地域的には、北陸が大きく後退し、関東（とくに北関東）と九州（とくに北九州）が伸びる。関東・九州はいずれも施設園芸と酪農をもち、さらに工芸作物をも加えた稻作以外の部門の展開のいちじるしい地域で自立經營的上層農が形成されてくるという過程であった。この北陸の凋落と北関東・北九州の上昇が、この間の日本農業の変化を象徴的に示すものと言えよう。ところで、全国的には稻作農家の後退はいちじるしいが、東北の動向には注目を要する。六〇年から八〇年の間に、東北でも稻作自立農家は漸減するが、依然、全国の地帯別ではかなり強固な地位を保持している（表3）。東北の稻作のもつ強固性は、そういう全般的後退のなかで、なお稻作が日本農業の一つの基幹としてあることを表示している。

販売額区分で見た動向は、厳密に言えば所得率がそれぞれの部門により異なる訳だから厳密性を欠くものと言わざるを得ない。その点を補うため各部門別の所得率を掛けて推計したのが表4・5である。これらが示す基本傾向は前の指摘と殆ど変りない。ただ総体的に稻作と工芸作物および露地野菜の地位が上昇して、酪農・養豚・養鶏などの畜産の地位が後退するということはあるが基本傾向は変わらない。それが基本法農政以降二〇年間の自立經營育成政策の結果であった。

表5の右はしに八〇年地域農家総数に占める自立經營率を表示した。基本農政の始った年とほとんど変わらないか、或いは、若干それより後退する様な形で自立經營農家の%が出ている。ここでも東北、九州、関東がかなり高い地位を占めている事実は変わらない。

次に經營耕地面積区分で見たばあい、この間の変化がどうであったかを次の表で見てみたい。ここに表示したのは2ha以上農家への土地集積率の推移である。五五年以降かなりの面積が2ha以上農家に集積されている。都府県では集積率は倍増を示す。東北では集積率は四六年に達し、この期間にかなりの階層分解があり上層農家への土地集積が進行した。だが他面、その絶対的水準を見ると、都府県平均で、戦前（一九四一年）が二二・三%、一九八〇年が二十五・七%で、地域的ばらつきはあるが、基本的には戦後これだけの期間をかけて、ようやく農地改革で一層小粒化され零細經營を戦前期水準に巡回復するに止まつた。これが日本の分解の水準であった。他方期待されている借入地による農地集積の程度は、中味としては、下層農家が借りている段階から上層農家がより多く借りる方向に逆転して来ている。その限りでは、自作地の移動よりも賃貸借による移動の方がはるかに階層性を帯びた移動であると言つてよい。しかし、その到達水準を面積率で見ると、2ha以上農家の經營耕地に占める借入地面積割合は、都府県平均でわずか七・六%、とくに、基幹的農業地帯である東北・関東は四・三%とか六・二%という水準に止まっている。大きいのは近畿、山陽、山陰、それから九州、東北などである。しかし他の階層との対比のなかで集積率を検討して

みると、上述の地域はかなり上層のシェアが小さい。例えば近畿は、全体の借地面積に占める2%以上層の割合は一六・七%でしかない。つまり、近畿における借入地の土地移動はかなり古い形態の借入地を残したまでの面積の大きさであると言わざるを得ない。他方で東北はベラボウに高くなります。これは新しい形態を反映している。つまり、東北で借入地で動くばあいには、その過半が2%以上層に集積される形で動いている。しかしながら、そうやって借りた借地の上層農家の經營面積に占める割合は四・三%でしかない。つまり二つを整合的に、全体的に借地の流動化率が高く、かつ、上層農家にその土地が集積されているといふ並進的な動きを示す地域は今の所一つも登場しないという段階に止まっている。

こういった分解形態がどういった動態過程のなかでもたらされたかを見たのが表8である。梶井・伊藤・中安・今村氏が執筆した一九七五年のセンサス分析の時に「構造変化への予兆が見られる」ものとして七五年センサスは農民層の動態としてみればどのポイントを捉えたものであるかが明瞭に見てくる。農民層の分解というのは、經營規模の変る農家が多く、かつ下降する農家が多いほど上層農家の形成はいちじるしい訳であるが、傾向的に言うと、七五年迄はそういう動きが強まってくる過程である。表8の都府県合計を見ると、不变農家率は五五年から七五年までどんどん下がっている。同じく下降農家率はこの間に増加している。つまりこの間は、農民の内部の動向として分解の激しく進行する時期であった。だから七五年センサスの分析は、日本農業、日本の農家が最も激しく変貌する時間をつかまえ、分析し、それを構造変化への予兆として捉えた。しかしながら七五〇年にかけ

てそれは見事に反転してしまった。不变農家率はふたたび上昇し、六〇～六五年に逆戻りする。他方下降農家率は同じく六〇～六五年の水準に減少する。それ故七〇～七五年に見られた動態は、七五～八〇年をどう位置づけるかにもよるが、少なくとも八〇年センサスに見る限り構造変動を一層予兆するような方向で展開することはなかつたと結論せざるを得ない。

こうした全国都府県の動向に対し、北海道は激しい階層分解をとげている。少なくとも經營規模や粗生産額構成で見る限り、膨大な上層農民層を形成させた地域である。そこで分解形態はどうであつたかと言うと、五五～六〇年で既に半数の農家が不变農家であり、その後三七%までこの比率が下がって行く。次に下降農家率を見ると三〇～四〇%の農家が下降している。他方、上層への移動率はかなり明瞭な階層性をもつて大きい農家が一層上向して行く事が示されている。所が、都府県の場合には、下降農家率を上向農家率が上廻る階層がついに一度も形成されないまま今日に到っている。それ故、都府県と北海道とでは分解の内容が全く異なっているのである。梶井さん達が七五年センサスを分析した時点でも尚かつ北海道的な分解形態へ移行し得ないでいた。そしてそのままさらに停滞する状況に反転してしまったというのが八〇年センサスの把えた農民層の動態であった。

こういった農民層の分解の結果、日本の農産物の販売額構成あるいは土地所有の構成のなかで上層農家のシェアは六〇年以降どういう風に変化したかを表7に示しておいた。經營耕地面積で言えば、戦後それなりのテンポで上層農家へ土地は集中されて来ている。しかしながら、一九四一年との対比で分る様に、ほとんど戦前期の水

準と変わらない程度でしかない。農家戸数でみると2ha以上をとつても八〇年段階でまだ七・三%でしかない。あるいは、米の売渡農家だけに限定したばあいはどうかと言えば、これものびてはいるが2ha以上の販売シェアが三〇%でしかない。これはごく最近になると、つまり八一年まで売渡階層別の構成をとつてみると、上層農家比率はどんどん下がつて来ている（表9）。一万二千ha以上の販売農家（二百俵位出荷する訳ですから大体2町5反以上位の規模と見てよい）のシェアは七七年がピークで二二・九%を示すが、八一年には一四・三%にまで下落した。これはたしかに冷害の影響その他がある訳だが、全階層に亘つて冷害は影響する訳だから、少なくとも米価のさえ置きと減反政策下で上層農民層に稻作の生産力を荷わせるという政策は破綻し、むしろ逆行していると言わざるを得ない状況となつてゐる。

以上が全国的統計から見た戦後ないし基本法農政以降の農民層分解の状態である。米も果樹も大体同じであるが、いわゆる耕種農業中政策の展開にもかかわらず、その結果は自立經營農家数という指標でみても、あるいは、米の販売数量の構成比からみても、上層農家の個別展開を展望させる様な方向には動いていない。

他方、酪農および施設園芸のばあいには、先に述べた様に自立經營農家数が激増してゐる。酪農では自立農家数は五〇%、ちなみに稻作は一・六%である。養豚が三四%、養鶏五六%、施設園芸が三%である（表4）。このことは、これらの部門で激烈な階層分解がこの間あつたことを示している。これは基本的には、專業的家族労働力を保持しない限り、つまり專業的な經營としてしか生活と經

営の再生産を行なうことが出来ないような部門の場合に共通してこうした激しい階層分解が見られ、結果的に大規模農家を形成させるというのが戦後日本の農民層分解の特徴である。残念ながらそれは、北海道と都府県の開拓地を除くと、何れも余り土地に制約されない部門でしか進行しなかつたということになる。

以上が統計から見た階層分解の特徴である。もう一つ、全国を地域別に見たばあい分解はどういう形態で進行したのかをざつと見ておきたい（表10）。

三、上層農家形成の地域性とその類型

表10で見たばあい、全国の上層農家がどういう所に分布しているかと、北海道のばあい、道央が稻作單作的地区構成を主流とした田畠作經營、道東が酪農と畑作中心で、いわば畑作經營、畑作酪農經營あるいは酪農專業經營、道北のばあいは牧草が主体で畜産酪農中心か酪農プラスかという形で上層農が形成されている。府県のばあい圧倒的に多いのは青森・岩手・山形・新潟・栃木といった所である。青森のばあい、西津軽北津軽の稻作經營と南部地方三戸上北を中心とした田畠作經營である。岩手は県北・零石から北の開田地帯。宮城は県北の稻单作地帯。秋田は県南および由利の稻作地帯。福島は開拓地を含んだ市町村と会津平担に出てくる。新潟は蒲原平担部。栃木は那須山麓を中心とした県北の酪農および開田地帯である。富山・石川・福井には点在的にしかも、茨城・千葉がかなり多い。これは利根川沿いの水田地帯と畑作地帯である。茨城県は大体利根川沿岸市町村、利根、河内、新利根、東などで、それか

ら鹿行農業地帯に一部入つてくる。千葉は、千葉市北東部、香取、印旛が入つてくる。西南日本では熊本が圧倒的に多く、熊本と沖縄が多い。沖縄は島嶼部に大経営が多い。熊本は菊池台地に集中している。

概言すると、東北および新潟のばかり、藩政期に開田があつた地域に上層農民層が形成され、殆んど他所からは登場してこない。今一つは從来の畑作馬産地帯で戦後開田された地域、これは岩手県北部と青森南部および栃木県北といつた所がその類型に入る。熊本・阿蘇山麓にも戦後、畑作馬産地帯から転換して大規模經營になつた地域がかなりある筈である。そういう地域に可成り限界されている訳で、戦後のいわゆる階層分解の結果、上層農民層が支配的な地位を占めていくといつた地域は、北陸・近畿・東海といつた借地經營がかなり広汎に出たと言われる所でも市町村としては一つも登場しない所に、戦後階層分解の停滞性を見ることが出来る。

全国的特徴は上述の通りである。そうしたなかで今日の上層農家の類型化を行つて見よう。北海道と府県の開拓地の装置型酪農や開拓地の野菜作を除いて考えたばあい、ほぼ今日の都府県の上層農家類型を以下のように押えることが出来る。一つは新田型の自作上層農で藩政期の開田型である。これは宮城仙北と青森県の岩木川沿岸、西津軽郡と北津軽郡、それから山形の庄内、新潟の蒲原、こういう所が典型的な地帯である。これらの地域は藩政期に可成り開田が進み、宮城県北は昭和戦前まで継続する様だが、その藩政期開田型が一つの大経営地帯として存立している。今一つは戦後期の開田開拓型であり、先述した様に、青森・栃木・熊本に見られる。今一つは古村型自作上層農で、これはピラミッド型の村落の農家階層構成の

なかの頂点に位置する農民層であり、戦前の耕作地主層ないし本家層が圧倒的に多いのが特徴である。これはどの地域にもとの集落でも一戸や二戸はいるそういうタイプの上層農である。最近出て来たものとして、代替地取得型自作上層農がある。これは転用で可成り高い値段で自分の土地を売つて、その二倍三倍といつた土地を外部に拡大して行くタイプである。それからもうひとつが、自小作型上層農である。これがいわゆる借地型上層農と言われているものであるが、これが層として形成されているのは北陸に一番多い。その類型を示したのが三枚目右側の諸表である。古村型として示したのが蒲原中之口の打越で(表12)、ピラミッド型構成の上層の大経営農家に対し一町以下の下層が作業委託している姿が示されている。これが全国で一番多い村落のタイプである。いま一つは右上で(表11)昭和三五年に三三万のうち三町以上(桑山)といふ形で、いわば上層農家六万のうち一〇方が三町以上(桑山)といふ形で、いわば上層農家集落として固定してほとんど階層分解を見せない。このタイプがひとつある。今一つが代替地取得型で新潟市郊外小針を例にとつてある。この集落の一反当り面積は、農地改革時四町二反、昭和五二年四町六反である。つまりほとんど都市化された集落でありながら代替地取得によりこういう規模を維持している。なかには二三町とか九町とかいう特大経営もある。こうしたタイプも全国各地にみられる形態である。それから自小作型であるが、表14の岩室村三集落の半数以上が自小作經營である。そして上層農家の經營面積拡大率が極めて高い。弥彦村の二集落のばかりも同じである。こういう所の特徴は、そのすぐ近くに衰退して行く集落をもつてゐるということがある。これらの衰退集落がその周辺部の農民層の借地の餌食に

なっている。岩室村和納のはあい、六〇年に二四三haあった経営耕地が七五年には一八二haへと六〇haも減少して行く。一方で原は経営耕地が六〇年の五八haから七五年の七〇haに拡大して行くのである。そういうなかで自小作型上層農が形成される。

ところでこういう類型差は、同じ地域でも集落単位の地域性をもつて出ているというのが特徴である。次頁の西蒲原の経営耕地三・四ha以上農家の表にみられる様に（もつともこの表は町村単位で示してあるが）、同じ蒲原のなかでも、先に新田型上層農集落として紹介した西川町のはあい、上層農家率が一六・九%と極めて高く、その戸数も一三六戸に達している。これらの農家のうち借入地が全くないのが一二二戸と、その割合が極めて高い。こういふいわけ、自作上層農民村落を多く抱えた農村がある。ところがいま紹介した岩室、弥彦などの町村のはあいには、弥彦は上層農家四四戸のうち借入地のない農家はわずか七戸で、一町以上借地のあるのが一九戸、大体半分を占めている。岩室のはあいも一町以上借地のある農家数が四七戸ある。つまり上層農家で小自作と区分せざるをえない農民層を生み出す程の借地形態の展開がある。これは村研に正に関係があるのだが、家解体的農家が激増する地帯でこういう現象が起る。家の継承性を失った農民層が、その集落ないし近傍にどれだけ形成されるかがこの借地率を決めるかなり大きなポイントとなつてゐる。

今一つ戦後開田型の典型が栃木県の黒磯の表である（表15）、戦後の土地移動の開田の欄に見るよろに、今日の八haの経営農家は戦後の開田によつて成立可能となつた。ただこれも村研との関連でいふと本分家關係で本家層が圧倒的に上位にランクされてくる。つまり旧來の本家層、耕作地主層が戦後開田地帯のはあいには平地林をも

もつていたが故に今日の上層農家の圧倒的部分を構成するといった関連は非常に高い。以上の様な類型を区分することが出来るが、そうすると今日の上層農民は残念ながら依然として戦前期に与えられた土地所有の条件に規定されてしか形成されなかつた。つまり、借地型上層農の本質は、資本が土地所有を従属させて行く所にある。少くとも両者が共存するとしても資本が土地所有を支配して行くというような状況のなかで形成されるのが本来の借地農への道であるとすれば、あるいは、労働主体が土地利用を支配して行く形態が集団的的土地利用であるとすれば、そのいずれでもなく、今日の分解状況は依然として土地所有に規定される形でしか日本農業の荷い手層を形成させ得なかつたことを示している。これが上層農家分析の一つの結論である。こういう状況のなかで今後NIRA報告で言つようような借地型上向展開の可能性はどう言う形で与えられるのか。あるいはそうした可能性が存在するのかしないのかといつた点についての検討に移る。

四、上層農展開の可能性と集団的的土地利用

まず表16は農家経済調査からみたもので、一九八一年の稻作一経営農家についての考察であるが、これで整理する限り、今日の上層農民の所得は五ha以上、つまり平均水田面積七haの層で、農業所得による家計費充足率がわずか八〇%である。七ha平均は日本では稀有名経営であり、この層でも八〇%しか充足されない。三・五haという一般的上層農家層の充足率は六二%である。これは勿論冷害の影響もあるが少なくとも七九・八〇・八一年を取る限りこういう

数字になる。八〇年は以上よりもっと低かった。また六八年からの数字は、最近急激に、とくに第二次生産調整以降こういう経済状態に落ちいたことを示している。農業労働一〇時間当たりの農業総生産を見ても、七畝という最上層農家の一〇%当り所得が常用労働者の平均賃金水準を若干下回るという状況である。

他方収益指標の方から見て借地形態での可能性があるかどうかを見たのが表17である。これは、八一年米生産費調査にもとづいてい。この表では労働生産性の階層性はかなり鮮明に出ていて、しながらそれでも家族労働8時間当たりの労働報酬を見ると、二~三ha層がピークで、三畝以上層になると下がってしまう。だから未だ若干不安定な所を持ちながら階層秩序が貫徹しているということになる。ただ、収量格差はほとんど見ることが出来ない。つまり土地生産性だけを取れば、上層も下層もほとんど変らない(②の粗収益および玄米収量)。それ故上層の優位性は専ら労働時間の短縮と機械コストの低減によって実現されているのである。

そういった点を踏まえて生産費調査で言う最上層農家である三畝以上層の地代負担能力を見ると、支払地代が二俵になつたばかりで家族労働報酬は一日七、六四二円にしかならない。地代が三俵になると四、三八三円とさらに下る。二~三畝層が一番高いのだがこの層でも八千円と五千円ということで、借地による規模拡大は、NIRが想定するようほんと借地でやるばあいには極めて低い報酬しか得られないことを示している。今日の価格水準でさえこういう状況である。今日本の都府県で五指に入ると言われる稻作の最高優良経営(九・五七畝経営)の調査結果を示しておいた。この経営の経営内容は大変よいのだが、この経営の労働報酬でも一・五~二

万円の水準です。しかも稻作の就業率は極めて低いのだからNIR A報告が言うような弁護士や医者並みの所得は到底見込みがないのである。これが農家経済調査の統計から見えた今日の到達段階である。

今一つは農村構造、つまり、貸し借りする農家がどういう形で形成されるかという農村構造あるいは家族構成といった視点から見たばかりの検討である。五枚目に関連表がある。大きめに言つて農地を貸付ける農家というのは恒常的職員勤務者と自営業者が圧倒的に多いのが特徴である。福井や石川の貸借の激しい農村の貸していなる農家を見ると、燃系業とか機屋とかいう自営業が展開する地域でかなり農地の貸し手がいる。それから、全国的一般的にいえば職員勤務層、役場、教員、農協、国鉄、県庁といったホワイトカラー層がいるところ、つまり、農外自立型の農家層が貸し手として登場する。もう一つは家解体型の農家、つまり世代の繼承性がなくなつて今残っている夫婦なりひとり住いの年寄がなくなつてしまえばその家は村から消えてしまう、そういう農家が形成されたばあいである。この二つのタイプが圧倒的に多い。

そういう視点からの離農の可能性の検討であるが、ホワイトカラーラの形成は特に農業地帯(九州、東北といつた)には公務的労働以外ほとんどない。あるのは恒常的賃労働者という形になる訳だが、これが誘致企業との関連で非常にふえている。これらの賃金水準を示したのが五頁の第1回職種・年齢別一日当り賃金である。公務的労働は初任給五千円からはじまって五二才で課長位になり一万五千円程度となる。つまり四五度線をのぼって行く訳です。誘致企業は初任給はほとんど変らないが、三五、三六才までに一万円近くまで上がつて斜になってしまる。これは大体出稼ぎの切り売り労賃に

対応する所で止まる様です（大体八千円～一万円）。女子のばあい、縫製工場、弱電関係は大体地域の最低線上に年齢と関係なしに横道になる。あとは地域の土方労賃が五千円前後です。これは秋田の調査だが島根・熊本についてもほとんど同じ表が出来ます。地域労賃市場の模式図が大体こういうことだと言つてよいかと思ひます。つまり農外自立型は労働市場の拡大にもかかわらず基本的農業地帯では形成されなかつたのです。もう一つは家の繼承性です。これは東北のばあい。今以つて極めて高い。それを示したのが第8表です。二〇歳以上の同居者が二世代以上の世帯がほとんどこれに該当します。先に岩室村のある集落では、二三戸のうち五戸が世帯主ひとりだけでしかも四六才以上という、家解体に近い農家がこの集落に形成されています。こういう集落がいくつか岩室にはあります。そしてそういう農家が全部貸し手に廻つてゐる。これは、一旦村のなかでどとかの息子がそういうことをすると比較的し易くなるという話をここではしてしまつた。だから地域や集落でまとまつて出るというのは、そういう最初のきっかけが作られてのことです。ただ、これは子供が少なくなつてゐる今の段階では、全国的に普遍的にある訳です。普遍的にあって非常に早い時期に加速化する所と、いせんとして東北のようにそういう農家を形成させない様に頑張つてゐる所との違いがある様ですが、どの地域でもこういう農家はぼつぼつ出て來ている。その限りでは借地形態は進んで行く可能性が、家の世代の継承性との関連で出て来ると推定されます。

こういう状況のなかで、一般的に言うと、比較的西日本の下層農家が土地の貸借関係が多く、東北を中心とした東日本で作業受託が多いという構図が、今の下層農家の対応として出て来ます。それ

はどういう論理で考えたらよいかを見たのが次の図です。つまり、東北のばあいに家が繼承されてあとづきが残つてゐる。そのばあいあとづきが土地を貸して兼業に専念するか、そうではなく部分的に作業委託して農作業を継続するか、という選択のなかで、東北の農民層のばあいには未だ多くは作業受託の段階に止まって賃貸借関係にまで進んでいないという状況がある。そういう論理を経済的論理として考えてみるとどうなるか。ひとつは農業外の賃金水準の問題がある。これは先の図に見た通りです。もう一つは農業内的論理として見たばあいです。上の図が作業受託料金とオベレーター賃金との関係です。これは東北、北陸、近畿、山陰、北九州という順にならべてある。当然のことですが、作業料金は基本的に地域の労働水準に規定されます。ですから水田の収量に関係なしに労賃の高い所が作業料金が高い訳です。つまり、労賃水準の高い地帯は相対的に作業受託は不利である。逆もまたしかりです。いま一つ、支払い小作料の水準はどうかといふと全く逆のカーブを描きます。これは何に規定されたカーブかといふと、基本的に反収水準に規定される。だから逆のカーブになります。このカーブと生産費調査から見た剰余の関係はどうかといえば、受取り地代の水準を示すのが黒線ですが、東北のばあいには剰余が受取り地代よりも上に来る。つまり、稻作を自分でやつた方が小作料をもらうより所得水準として高いのです。逆に北陸から近畿にかけてはかなり下に來てゐる所が多い。これは自分でやつて得られる稻作の剰余よりも地代でもらつた方が高いということになる。そして中国、九州に行くに従い東北に近い形となる。多分この序列が農業内部の経済的条件からみた借地関係展開の序列になるだろとういうのが私の解釈です。ただ労賃の

高い所は転用が多く、土地に傷がつくのを恐れたりの要因が加わつて近畿でも京都市以南では案外賃貸借関係は進んでいません。京都市以北、滋賀、福井、石川などで賃貸借関係が展開します。それはまた別な土地所有の要因に規定されての現象です。

この様に農村構造からみれば、しばらくの間はとくに農業的地域のばあいには作業受託を中心とした階層分解という方向で展開するのではないか。しかしながら、家解体的な農家層の形成はどの地域でも共通して起る可能性があるので、傾向的には借地関係が増大していく。ただ、その増大が農業生産の構造を変えるようなテンポで進むことはしばらくの間見通すことが出来ないというのが以上の分析の結論です。

個別的な上向展開が難しいという状況のなかで何を考えて行かねばならないだろうか。こういう状況のなかで農業の生産力水準を見たばかりに、今日の日本の農業生産力の水準は可能性としては極めて高くなる可能性をもっている。しかし個別的な荷い手層を形成させる形で日本農業を構造変革させて行く展望が今見た様に極めて難しくなる可能性を得ない。その限りでは今日の集団的土地利用論の一翼に参考として議論を進めたいと思う。ただそのばあい、集団的土地利用の構組として何をおいておかねばならないかということだけを今日指摘しておきたい。一つは、集団的土地利用といふばあい、地域の土地利用権の調整がどうしても必要となる。そのばあい所有権の移転

は勿論あるが、支配的には、今日の地価水準を前提とすれば、土地の何らかの形での貸借関係が前提となる。貸借関係が前提となるに、農地価格の高騰を前提にして土地の流動化を展望する議論があ

ります。これは、その限りでは伊藤喜雄もNIR Aリポートも多分梶井さんもそうなのだが、そういうことを前提にして借地形態を展望して行くやり方です。この議論は決定的に間違っている。たとえばNIR Aリポートでは、農民は農地を資産的に保有しているが故に賃貸借を選択することになると展望しています。これは農地の資産運用を考へるという視点に立ったばあいには、農地が農地として利用される必然性が全くなくなってしまう。何故なら農地の資産運用の仕方からいえば農業的生産ほど地代形成力の低い部門はない訳です。林業的生産を除けばそれは最低の運用形態です。つまり、それは転用を切望しながら借地形態が形成されるという、いわば農業後退を前提にした借地関係の展開を前提にしていくという意味で決定的を間違いなのです。ここで最初に提起されなければならないのは集団的土地利用の構組の第一として公権力の役割をどう措定するかという問題です。公権力の役割といふは基本的には農地法にもられた耕作する者こそ所有者であるという理念の延長線上にその構組を考えて行くべきです。同時にこれと関連して、農地は農業生産の場として最もに保全するというのが農地法のもう一つの精神であります。これも今日の段階で強調されねばならないことです。これは多分転用規制の強化ということで具体的に考えられねばならないことです。この二つの事を公権力の役割としてまず考えねばならない。

もう一つは地域性の問題です。これは六枚目に表を作つておいたが、たとえば東北という形で議論するばあい、同じ東北でも全く極めて異なつた地域性を帶びて地帯構成がなされています。東北のば

あいでも稻单作地帯、これは大体藩政期に入会地が開田されて稻单作的形状がつくられた地帯です。これは藩政期の米の需要に対応して形成されてくる地帯なのです。もう一つは明治末から昭和戰前期あるいは戰後にかけて、周辺部の入会山に桑やリンゴが植栽されて形成されてくる以前の稻作養蚕地帯、今日の稻作果樹地帯です。もう一つは旧来の畑作馬産地帯で、そこから今日的に推転した稻作園芸畜産複合經營地帯に大体分けることができます。それぞれの地帯に所属する農業地域名は図9-1に記載されております。この図で見るようすに、一戸当たり生産農業所得と農業粗生産額に占める米の割合（つまり米作率）との相関には地域別に大きな差異があります。この地帯形成的違いは土地利用構造の違いである訳ですが、同時に村落構造の違いもある訳です。

これを三つの地帯、庄内、中津軽、遠野について示しておきました。が、ごく単純に言いますと、水田は一番分家の少ない地帯です。だから水稻单作地帯の面積が大きいのは、兼業場面の形成が一番遅れ、田を分けることと生活水準が下がることが同義である様な地帯です。それ故、ここに示した集落は一戸をのぞきほとんど藩政期に形成された農家だけで形成されています。庄内はこのタイプの農村が非常に多いです。もちろん何戸かは戦後分家もありますが、これに対し遠野のような畑作馬産地帯は、早くから兼業場面が形成され零細な耕地を貰い分家形成が可能となつた地帯です。ここはツリーフに枝葉のように分家層が本家を中心いて形成されており、戦前期のヒエラルヒッシュな村支配の構造は典型的にはこういう所に現われて來ます。だから多くが畑作馬産地帯を事例対象として議論するから、東北が極めてヒエラルヒッシュだということになるのです。

が、逆に本百姓が形成され、それがそのまま村構成を維持して来た庄内などをとれば、ヒエラルヒッシュなどとはそう簡単に言えなくなることになります。稻作養蚕—稻作果樹地帯はどうかと言いますと、果樹や養蚕が兼業場面と同様な役割を果して分家がかなりでてきました。しかし畑作馬産地帯ほど多くはありません。これは明治初期の経営面積にはつきり現われております。つまり九戸郡などが一番大きいのです。つまり兼業場面がはつきり形成されるまでは、正に生産力の低い地帯ほど農家の経営面積が大きかったのです。それが明治以降細分化されていくて集落が形成されて来ます。この集落構造の違いは戦前期の乙名層による談合で村落運営がなされるという形態をずっと保持させることになるのです。しかし戦後になって、とくに一九六五年以降商品作物が入ってくる段階で、結集の場面が乙名の支配から商品作物の生産販売にかかわってくる農協を中心とした結集体に変化して行きます。それが、民主的な農協が住田とか志和とか田子とか、旧来の畑作馬産地帯から出てくる所以を説明するのではないか。

そういうふた極めて多様な地域性のなかに村落構造があり、村落の本分家関係に規定された所有面積序列、山林所有をふくめ極めて所有序列が明瞭です（表を見よ）。そういう構造とともに一つ土地利用の構造が全然違つてゐる訳で、こういった違い、そういう発生史から規定される地域農業のあり方、この点が集団的土地利用を考えるばあいの枠組の第二であります。

第三は、公的権力の役割と地域的個別性とをにらんだ上で農民層は何を課題とせねばならないかです。これは、すでに形成されてい客観的な生産力水準、それは未だ一般化しない訳ですが、稻作で

言えは、一五加経営で非常に生産性の高い経営が現実にあります。

施設園芸でも今ですと二〇トン三〇トンという反収をあげる経営が形成されてくる。乳牛でも八千kg、九千kgをしばる経営が形成されてくる。そういう生産力水準は、公害とか地力問題を抜きにして議論するとすれば、それぞれの農民層が実現すべき生産力として課題として設定すべきである。そのばあい、そういう課題に応えるための土地利用のあり方、地域的結合のあり方が何かということを考えゆくことが正に集団的土地利用の中味の問題である。そのばあい機械の利用形態、堀井さんが想定している様な南網走の機械利用組合のはあいには、機械化の段階が組作業を必然化する様な状況のなかで中農層の形成として生まれて来ました。これは北海道に非常に多い形態です。北海道のはあいは既に昭和戦前期に集落形態が、機械的・地縁的な農事実行組合型に変化し、政策のストレートを受け皿が形成されてくるのです。つまり、庄内団体だと近江団体だとか香川団体とか言う入植時代から、昭和戦前期に産業組合、農会といつた段階になりますと、農事実行組合型に集落編成が行われて機能的な集落構成を取つて来ます。そういう集落の歴史的な方のなかに農政がおおいからさつて来て、三五年以降になると、近代化農政の先駆として先述のような階層分解をともなつたものを生み出して来ます。そこでは、今日の機械化段階に対応した一つの結合体をとつてくる訳です。これが個別経営の自己完結性が弱まつた部門で形成されてくるというのが特徴です。集団的な機械の結合にしても土地の結合にしても労働力にしてもそうなのです。北海道のはあいはそういう現象形態をとりました。府県のはあいそれがどこで問題になるかといふと、一つは労働力の問題です。下層農家の労働力

はかなり農業から離反しています。下層といふか大部分のと言うべきでしょう。そこをどこかで集団でカバーせざるを得ない。それから、今日の機械化段階はすでに個別農家の枠をこえていい、あるいは、超えられてしまつた農家が圧倒的多数である。そういう生産手段の問題があります。もう一つは零細私的所有、零細分散耕園の問題。これが一番難しい問題ですが、これの結合のさせ方は農村のなかに一つの規範としてありました。土地所有といふのはたしかに私的所有権であり売買の可能な商品であるのですが現実的には農村での土地所有は登記した個人が自由に売買できるものとしては、ずっと観念されて来なかつた。言つてしまえば、これは親からゆずられて自分の世代が自分の登記名義の土地を耕作して次の代にゆずり渡して行くといふ、そういう規範のなかで農地所有が継承され来て訳です。だとすれば、今は耕作と所有が一体化されていたから自作農的な形で継承されて来ましたが、そういう個別農家としての完結性がすでに崩壊してしまつた地域、あるいは、崩壊しつつある農家が傾向的にふえて行く段階にあつては、利用権自体がそういう形で観念されねばならない。そのばあい利用と所有が分離する訳ですから、いわば一世代あづかり的土地利用権あるいは一世代あづかり的土地所有権という観念のなかで個別経営の枠をはみでた所でその継承性を考えゆかざるを得ない。そういうあり方は、実は農民のなかにありますて、たとえば熊本県の小泉さんが紹介している福本団体は比較的それに近い形で地域の土地利用を考えています。そういう総研の川口さんがよく言う過去からのゆずり受けと将来のゆずり渡しという概念を土地利用権まで拡大し、かつ、個別農家の枠をはみ出た地域レベルまで拡大して調整して行くことがそこを考

えて行く一つのポイントとなるのではないか。
以上の三つのことを柱として集団的 土地利用の中身を考えて行つ
て見たいというのが私の考え方です。

△文責は事務局。図表は省略▽